

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁告示第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月八日及び同月十八日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあっては、この項の規定は、適用しない。</p> <p>一 「略」 二 リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条に</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 「2・3 同上」 4 「同上」</p> <p>一 「同上」 二 次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める額 イ 標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額</p>

において同じ。)が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエ

ロ 内部格付手法採用行 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。第十条及び第十二条において同じ。)が適用されるエクスポージャーの額

〔5〕8 略

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 前条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「をいう」をいう。第十条及び第十二条において同じ「とあるのは「をいう」」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5 〔略〕

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について

〔5〕8 同上

(単体自己資本比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 前条第四項(第二号に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第四項第二号中「をいう」をいう。第十条及び第十二条において同じ「とあるのは「をいう」」と、同条第五項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「第三十面」とあるのは「第二十四面」と読み替えるものとする。

5 〔同上〕

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項について

は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項第五号」とあるのは「第二条第三項第五号」と、同項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

〔5・6 略〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 「略」

〔2・3 略〕

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「をいう

は、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

〔5・6 同上〕

（連結自己資本比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項）

第五条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第二条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項並びに前条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項並びに前条第四項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第二号中「をいう

。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 「略」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「自己資本比率告示第七十六条の五」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ」とあるのは「をいう」と、「（自己資本比率告示第百六十

う。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 「同上」

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第二条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第二条第三項」と、同項第二号中「銀行」とあるのは「銀行持株会社」と、同号口中「自己資本比率告示第百六十七条」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条」と、「をいう。第十条及び第十二条において同じ。」とあるのは

七条」とあるのは「(持株自己資本比率告示第百四十五条」と、同号イ中「自己資本比率告示第七十六条の五第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第二項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第七項」とあり、同号ハ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号」と、同号ニ中「自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号」と、同号ホ中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十一項」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

[5・6 略]

「をいう。」と、同号イ(1)中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第五項中「別紙様式第二号(連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限る。)」とあるのは「別紙様式第二号」と読み替えるものとする。

[5・6 同上]

第五十四条の五第九項第一号」と、「自己資本比率告示第百六十七
条第十項第一号」とあるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条
第十項第一号」と、同号二中「自己資本比率告示第七十六条の五第
九項第二号」とあるのは「持株自己資本比率告示第五十四条の五第
九項第二号」と、「自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号」と
あるのは「持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号」と
、同号ホ中「自己資本比率告示第七十六条の五第十項」とあるのは
「持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項」と、「自己資本比
率告示第百六十七条第十項」とあるのは「持株自己資本比率告示
第百四十五条第十項」と、同条第五項中「別紙様式第二号（連結
自己資本比率を算出する銀行にあつては、第一面及び第三十面に限
る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と、前条第四項中「次に掲
げる事項」とあるのは「第二条第四項第二号及び第五項に規定する
事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

5 [略]

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）
第十条 [略]

[2・3 略]

4 第二項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ|| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットの

5 [同上]

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）
第十条 [同上]

[2・3 同上]

4 [同上]

一 [同上]

〔イ・ロ 同上〕

ハ|| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー

ジャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

みなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十

七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二〇へ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヌヌ 略〕

〔三〇七 略〕

八 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二〇へ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヌヌ 同上〕

〔三〇七 同上〕

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

ヤ

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

九 「略」

5 「略」

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第十二条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ Ⅱ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに

ヤ

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

九 「略」

5 「略」

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第十二条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ Ⅱ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに

ヤ

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

九 「同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第十二条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ Ⅱ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出

するエクスポージャー

〔二〇へ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヌ 略〕

〔四〇八 略〕

九 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十六条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十六条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十七条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二〇へ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イヌ 同上〕

〔四〇八 同上〕

九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

ニ 自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十六条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十七条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

十 「略」

5 「略」

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)
第十五条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイトのみなし計算(持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを計算することを行う。次号及び第九号において同じ。)又は信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第百四十五条の規定に

十 「同上」

5 「同上」

(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)
第十五条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを行う。以下この項において同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

-
- より信用リスク・アセットの額を計算することをいう。次号及び第九号において同じ。)が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額
- (1) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウ
-

エイトを用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示
第四百四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの
額を算出するエクスポージャー

〔二〇〇へ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・
アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化
エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔一〇〇又 略〕

〔四〇八 略〕

九 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみ
なし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエ
クスポージャーの区分ごとの額

イ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定により算
出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第二項の規定により信
用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定により算
出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第七項の規定により信
用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号に定める
比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は持
株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第一号に定めるリスク

〔二〇〇へ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される
エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関す
る次に掲げる事項

〔一〇〇又 同上〕

〔四〇八 同上〕

九 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポー
ジャーの額

・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウエイトとして用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号に定めるリスク・ウエイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項のリスク・ウエイトを用いるエクスポージャー又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

十 [略]

十 [同上]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該	/			

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該	/			

当番号	/	リスク・デセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
[略]					
8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・デセ ットのみなし計算 (ルツク ・スルー方式)				
9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・デセ ットのみなし計算 (マソデ ート方式)				
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・デセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式250%)				
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・デセ				
[同左]					
当番号	/	リスク・デセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー				
	信用リスク・デセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー				

	ツトのみなし計算（蓋然性方式400%）				
10	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバティック方式1250%）				

【略】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～r 略】

§ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあつては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示第百六十七條第二項又は持株自己資本比率告示第百四十五條第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

--	--	--	--	--	--

【同左】

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

【a～r 同左】

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあつては、リスク・ウエイトを直接に判定することができるものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㊦ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ワンゾート方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四條の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第七項の規定を適用するエクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四條の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第十項第一号の規定を適用するエクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式100%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六條の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四條の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第二号又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第十項第二

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャー」の項には、自己資本比率告示第六十七條又は持株自己資本比率告示第四百四十五條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

[加える。]

号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉞ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーミュラブック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあつては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示第六百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉟ [略]
㊀ [略]
㊁ [略]
㊂ [略]
㊃ [略]
㊄ [略]
㊅ [略]
㊆ [略]
㊇ [略]

[加える。]

㊈ [同左]
㊉ [同左]
㊊ [同左]
㊋ [同左]
㊌ [同左]
㊍ [同左]
㊎ [同左]
㊏ [同左]
㊐ [同左]

地 [略]
辻 [略]
辻 [略]
辻 [略]
辻 [略]
辻 [略]
辻 [略]
辻 [略]
辻 [略]
辻 [略]
辻 [略]

(第二面) [略]

(第三面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からホ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に

地 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]
辻 [同左]

(第二面) [同左]

(第三面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄からホ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に

基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄から上欄の額を控除した額を記載すること。

[b～g 略]

(第四面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百五十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～p 略]

(第五面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定

基づく負債の額」の項イ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項ロ欄から上欄までの額を控除した額を記載すること。

[b～g 同左]

(第四面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四百五十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～p 同左]

(第五面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイト

又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 略]

(第六面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタースパレーイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウエイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 略]

(第七面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及

を直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~i 同左]

(第六面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタースパレーイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 同左]

(第七面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及

び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリースク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリースク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～gg 略]

(第八面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリースク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリースク・ウエイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

〔(第九面)～(第十三面) 略〕

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーテイ信用リスク・エクスポージャー額

び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リースク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～gg 同左]

(第八面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リースク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

〔(第九面)～(第十三面) 同左〕

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1：手法別のカウンターパーテイ信用リスク・エクスポージャー額

項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	へ
	RC PFE					
[略]	実効EPE		規制上の エクスポ ーザーの 算定に 使用され る α	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポーザー	リスク・ アセット の額	
	[略]					

【注】 略】

【(第十五面)～(第三十二面) 略】

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要						
国際様 式の該	/					
	イ	ロ	ハ	ニ		

項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	へ
	再構築コ スト					
[同左]	実効EPE		規制上の エクスポ ーザーの 算定に 使用され る α	信用リス ク削減手 法適用後 のエクス ポーザー	リスク・ アセット の額	
	[同左]					

【注】 同左】

【(第十五面)～(第三十二面) 同左】

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要						
国際様 式の該	/					
	イ	ロ	ハ	ニ		

当番号	リスク・デセット	所要自己資本	
		当中間期 末	前中間 期末
[略]			
8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (ルック ・スルー方式)		
9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (マソデ ート方式)		
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式250%)		
	リスク・ウエイトのみなし		

当番号	リスク・デセット	所要自己資本	
		当中間期 末	前中間 期末
[同左]			
	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー		
	信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー		

	計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
10	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーマルバツク方式1250%）				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～r 略]

§ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあつては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示第六百六十七條第二項又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日

[同左]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～r 同左]

§ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあつては、リスク・ウエイトを直接に判定することができるものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ワンズデット方式)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第七項の規定を適用するエクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式250%)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第十項第一号又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第十項第一号の規定を適用するエクスポートジャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(蓋然性方式100%)」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャー」の項には、自己資本比率告示第六十七條又は持株自己資本比率告示第四百四十五條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[加える。]

[加える。]

百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉙ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーミュラ方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあつては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示第四百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第四百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉚ [略]
㉛ [略]
㉜ [略]
㉝ [略]
㉞ [略]
㉟ [略]
㊱ [略]
㊲ [略]

[加える。]

㉚ [同左]
㉛ [同左]
㉜ [同左]
㉝ [同左]
㉞ [同左]
㉟ [同左]
㊱ [同左]
㊲ [同左]

㊦ [略]
㊧ [略]
㊨ [略]
㊩ [略]
㊪ [略]
㊫ [略]
㊬ [略]
㊭ [略]
㊮ [略]
㊯ [略]
㊰ [略]
㊱ [略]
㊲ [略]
㊳ [略]
㊴ [略]
㊵ [略]
㊶ [略]
㊷ [略]
㊸ [略]
㊹ [略]
㊺ [略]

(第二面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することを含む。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リ

㊾ [同左]
㊿ [同左]
㊻ [同左]
㊼ [同左]
㊽ [同左]
㊾ [同左]
㊿ [同左]
㊻ [同左]
㊼ [同左]
㊽ [同左]
㊾ [同左]
㊿ [同左]
㊻ [同左]
㊼ [同左]
㊽ [同左]
㊾ [同左]
㊿ [同左]
㊻ [同左]
㊼ [同左]
㊽ [同左]
㊾ [同左]
㊿ [同左]

(第二面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパート信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することを含む。）に

<p>スク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～p 略】 (第三面)</p> <p>【表略】 (注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算</u> (自己資本比率告示第七十六条の五の規定)及び持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)及び信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～i 略】 (第四面)</p> <p>【表略】 (注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算</u> (自己資本比率告示第七十六条の五の規定)</p>	<p>係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～p 同左】 (第三面)</p> <p>【同左】 (注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u> (リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算 (自己資本比率告示第六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>【a～i 同左】 (第四面)</p> <p>【同左】 (注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンタパーテイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー</u> (リスク・ウエイト</p>
--	--

又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することを用いる。)及び信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 略]

(第五面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタースパレーイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~gg 略]

(第六面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタースパレーイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウエイトのみなし計算(自己資本比率告示第七十六条の五の規

を直接に判定することができないものをいう。)並びに信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~m 同左]

(第五面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタースパレーイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a~gg 同左]

(第六面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンタースパレーイ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー(リスク・ウエイ

定又は持株自己資本比率告示第五十四条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

【(第七面)～(第九面) 略】
(第十面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	RC	PPE	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
[略]						

【(注) 略】

【(第十一面)～(第二十五面) 略】

トを直接に判定することができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

【(第七面)～(第九面) 同左】
(第十面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額						
項番	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	再構築コスト	アドオン	実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される α	信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額
[同左]						

【(注) 同左】

【(第十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要								
国際様式 の該 当番号	イ		ロ		ハ		ニ	
	リスク・アセット				所要自己資本			
	当四半期 末		前四半期 末		当四半期 末		前四半 期末	
[略]								
8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (ルック ・スルー方式)							
9	リスク・ウエイトのみなし							

(別紙様式第八号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV 1：リスク・アセットの概要								
国際様式 の該 当番号	イ		ロ		ハ		ニ	
	リスク・アセット				所要自己資本			
	当四半期 末		前四半期 末		当四半 期末		前四半 期末	
[同左]								
	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー							

	計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マージネット方式）				
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
10	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーレバミック方式1250%）				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及

	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及

び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

Ⓒ 項番 8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第二項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第二項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第二項又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓓ 項番 9 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ワンデット方式）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第六項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第六項の規定、内部格付手法採用行にあっては自己資本比率告示第六十七條第七項又は持株自己資本比率告示第四百四十五條第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓔ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法採用行にあっては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第一号又は持株自己資本比率告示第五十四条の

び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

Ⓒ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法採用行にあっては、リスク・ウエイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓓ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六十七條又は持株自己資本比率告示第四百四十五條に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

五第九項第一号の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示第百六十七条第十項第一号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

[加える。]

（蓋然性方式100%）」の項には、標準的手法採用行にあつては自己資本比率告示第七十六条の五第九項第二号又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第九項第二号の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示第百六十七条第十項第二号又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ 項番10 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算

[加える。]

（フオーミュラバック方式1250%）」の項には、標準的手法採用行にあつては自己資本比率告示第七十六条の五第十項又は持株自己資本比率告示第五十四条の五第十項の規定、内部格付手法採用行にあつては自己資本比率告示第百六十七条第十一項又は持株自己資本比率告示第百四十五条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三

月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ㄺ [略]
ㄻ [略]
ㄼ [略]
ㄽ [略]
ㄾ [略]
ㄿ [略]
ㅀ [略]
ㅁ [略]
ㅂ [略]
ㅃ [略]
ㅄ [略]
ㅅ [略]
ㅆ [略]
ㅇ [略]
ㅈ [略]
ㅊ [略]
ㅋ [略]
ㆁ [略]
ㆂ [略]
ㆃ [略]
ㆄ [略]
ㆅ [略]
ㆆ [略]
ㆇ [略]
ㆈ [略]
ㆉ [略]
ㆊ [略]
ㆋ [略]
ㆌ [略]
ㆍ [略]
ㆎ [略]

ㅏ [同左]
ㅑ [同左]
ㅓ [同左]
ㅕ [同左]
ㅗ [同左]
ㅛ [同左]
ㅜ [同左]
ㅠ [同左]
ㅡ [同左]
ㅣ [同左]
ㅊ [同左]
ㅋ [同左]
ㆁ [同左]
ㆂ [同左]
ㆃ [同左]
ㆄ [同左]
ㆅ [同左]
ㆆ [同左]
ㆇ [同左]
ㆈ [同左]
ㆉ [同左]
ㆊ [同左]
ㆋ [同左]
ㆌ [同左]
ㆍ [同左]
ㆎ [同左]

<p>〔(第二面)～(第四面) 略〕</p>	<p>〔(第二面)～(第四面) 同左〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月八日及び同月十八日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 「イ・ロ 略」 ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条、次条及び第六条において同じ。）が適用されるエクス</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 「2・3 同上」 4 「同上」 一 「同上」 「イ・ロ 同上」 ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額</p>

ポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出す

るエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↷ヌ 略〕

〔三↷六 略〕

七|| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ| 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ| 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ| 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

||

〔二・ホ 同上〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↷ヌ 同上〕

〔三↷六 同上〕

七|| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

ニ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

八 「略」

5 「略」
(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

「2・3 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに對する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの

八 「同上」

5 「同上」

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに對する所要自己資本の額

区分ごとの額

- (1) 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔二・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↷又 略〕

〔四↷七 略〕

八 信用リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率を

〔二・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ↷又 同上〕

〔四↷七 同上〕

八 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

リスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

九 「略」

5 「略」

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。

一 「略」

二 リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ 自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自

九 「同上」

5 「同上」

(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)

第六条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 標準的手法を採用した場合 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額

- 己資本比率告示第百六十六条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ロ 自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ハ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ニ 自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ホ 自己資本比率告示第七十条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

〔略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

〔同上〕

- ロ 内部格付手法を採用した場合 信用リスク・アセットのみならず計算が適用されるエクスポージャーの額

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

項)

第七条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項第五号」とあるのは「第六条第三項第五号」と、同条第五項中「別紙様式第四号(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

〔5・6 略〕

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

項)

第七条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定量的な開示事項については、第六条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第七条第一項」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあつては、この項の規定は、適用しない」とあるのは「次に掲げる事項とする」と、同項第一号中「前項」とあるのは「第六条第三項」と、同条第五項中「別紙様式第四号(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第一面及び第三十面に限る。）」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

〔5・6 同上〕

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要

国際様式の該当番号	イ		ロ		ハ		ニ	
	リスク・アセット				所要自己資本			
	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
[略]								
8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)							
9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (マゾデ ート方式)							
	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (蓋然性 方式250%)							

国際様式の該当番号	イ		ロ		ハ		ニ	
	リスク・アセット				所要自己資本			
	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
[同左]								
	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポートジャー							
	信用リスク・アセットのみなし 計算が適用されるエクスポート							

	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（蓋然性 方式400%）				
10	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算（フノー ルバツク方式1250%）				
[略]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

≧ 項番8「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
し計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあ
つては自己資本比率告示第七十条の五第二項、内部格付手法を採用した場合
にあつては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスボ
ージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこ
れに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただ

	ージャー				
[同左]					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示に
おいて使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

≧ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスボージャー」の項には、標準
的手法を採用した場合にあつては、リスク・ウエイトを直接に判定すること
ができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及び
これに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

し、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 項番9「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マंडレート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊧ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊨ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式100%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及

㊦ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百六十六条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

[加える。]

びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場
合には、当該欄は記載することを要しない。

㉔ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみな
し計算（フオールールブック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場
合にあつては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を
採用した場合にあつては自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定を適
用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及
びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載
すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日
前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

㉕ [略]
㉖ [略]
㉗ [略]
㉘ [略]
㉙ [略]
㉚ [略]
㉛ [略]
㉜ [略]
㉝ [略]
㉞ [略]
㉟ [略]
㊱ [略]

[加える。]

㉕ [同左]
㉖ [同左]
㉗ [同左]
㉘ [同左]
㉙ [同左]
㉚ [同左]
㉛ [同左]
㉜ [同左]
㉝ [同左]
㉞ [同左]
㉟ [同左]
㊱ [同左]

ㄱ [略]
ㄴ [略]
ㄷ [略]
ㄹ [略]
ㅁ [略]
ㅂ [略]
ㅃ [略]
ㅄ [略]
ㅅ [略]
ㅇ [略]

(第二面) [略]

(第三面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債

總 [同左]
地 [同左]
ㄷ [同左]
ㄹ [同左]
ㅁ [同左]
ㅂ [同左]
ㅃ [同左]
ㅄ [同左]
ㅅ [同左]
ㅇ [同左]

(第二面) [同左]

(第三面)

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄からホ欄までには、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債合計」の項へ欄までの対応する項目の額を記載すること。また、項番 1 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」及び項番 2 「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく負債の額」の項へ欄には、それぞれ第二面の「資産合計」及び「負債

<p>合計」の項ロ欄から上欄の額を控除した額を記載すること。</p>	<p>合計」の項ロ欄から上欄までの額を控除した額を記載すること。</p>
<p>[b～g 略]</p>	<p>[b～g 同左]</p>
<p>(第四面)</p>	<p>(第四面)</p>
<p>【表略】</p>	<p>【同左】</p>
<p>(注)</p>	<p>(注)</p>
<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>
<p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出すること）</u>及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算すること）をいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算すること）</u>をいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>
<p>[a～p 略]</p>	<p>[a～p 同左]</p>
<p>(第五面)</p>	<p>(第五面)</p>
<p>【表略】</p>	<p>【同左】</p>
<p>(注)</p>	<p>(注)</p>
<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p>
<p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出すること）</u>及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算すること）をいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>	<p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算すること）</u>をいう。）に係る信用リスクは対象外とする。</p>

[a~i 略]	(第六面)	[a~i 同左]	(第六面)
[表略]		[同左]	
(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。	(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、 <u>リース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u> に係る信用リスクは対象外とする。		この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、 <u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u> に係る信用リスクは対象外とする。
	[a~m 略]		[a~m 同左]
	(第七面)		(第七面)
[表略]		[同左]	
(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。	(注)	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。
	この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び <u>リース・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリース・ウエイトを算出することをいう。）</u> に係る信用リスクは対象外とする。		この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び <u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リース・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）</u> に係る信用リスクは対象外とする。
	[a~gg 略]		[a~gg 同左]
	(第八面)		(第八面)

【表略】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリースク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリースク・ウエイトを算出することを用いる。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～z 略】

【（第九面）～（第十三面） 略】

（第十四面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額

項番	項目				
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
			実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される	信用リスク・アセットの額
	RC	PFE			

【同左】

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リースク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

【a～z 同左】

【（第九面）～（第十三面） 同左】

（第十四面）

（単位：百万円）

CCR 1：手法別のカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャー額

項番	項目				
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
			実効EPE	規制上のエクスポージャーの算定に使用される	信用リスク・アセットの額
	再構築コスト	アドオン			

/	略	略	略	略	略	る	α	一	

【注】 略

【(第十五面)～(第三十二面) 略】

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

/	略	略	略	略	略	る	α	一	

【注】 同左】

【(第十五面)～(第三十二面) 同左】

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要										
国際様式の該当番号	/				イ	ロ	ハ	ニ	所要自己資本	
					リスク・アセット					
	当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末	所要自己資本					
	略									

OV1：リスク・アセットの概要										
国際様式の該当番号	/				イ	ロ	ハ	ニ	所要自己資本	
					リスク・アセット					
	当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末	所要自己資本					
	同左】									

8	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (ルック ・スルー方式)				
	9	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (マージ ード方式)			
10	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (蓋然性 方式400%)				
	10	リスク・ウエイトのみなし 計算又は信用リスク・アセ ットのみなし計算 (フオー			

	複数の資産及び取引を裏付け とするエクスポージャー				
	信用リスク・アセットのみな し計算が適用されるエクスポ ージャー				

ルバック方式(250%)				
[略]				

[同左]				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

Ⓒ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (ルック・スルー方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合には自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポージヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓓ 項番9 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (サンデット方式)」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスポージヤーに係る信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

Ⓒ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージヤー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウエイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

Ⓓ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージヤー」の項には、自己資本比率告示第六十七条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額 (イ欄及びロ欄) 及びこれに係る所要自己資本の額 (ハ欄及びニ欄) をそれぞれ記載すること。

場合には、当該欄は記載することを要しない。

㊦ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

㊧ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式100%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

㊨ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載

[加える。]

すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ㄗ [略]
ㄘ [略]
ㄙ [略]
ㄚ [略]
ㄛ [略]
ㄜ [略]
ㄝ [略]
ㄞ [略]
ㄟ [略]
ㄠ [略]
ㄡ [略]
ㄢ [略]
ㄣ [略]
ㄤ [略]
ㄥ [略]
ㄦ [略]
ㄧ [略]
ㄨ [略]
ㄩ [略]
ㄴ [略]
ㄷ [略]
ㄸ [略]
ㄹ [略]
ㄺ [略]
ㄻ [略]
ㄼ [略]
ㄽ [略]
ㄾ [略]
ㄿ [略]

ㅁ [同左]
ㅂ [同左]
ㅃ [同左]
ㅄ [同左]
ㅅ [同左]
ㅆ [同左]
ㅇ [同左]
ㅈ [同左]
ㅊ [同左]
ㅋ [同左]
ㆁ [同左]
ㆂ [同左]
ㆃ [同左]
ㆄ [同左]
ㆅ [同左]
ㆆ [同左]
ㆇ [同左]
ㆈ [同左]
ㆉ [同左]
ㆊ [同左]
ㆋ [同左]
ㆌ [同左]
ㆍ [同左]
ㆎ [同左]
㆏ [同左]
㆐ [同左]
㆑ [同左]
㆒ [同左]
㆓ [同左]
㆔ [同左]
㆕ [同左]
㆖ [同左]
㆗ [同左]
㆘ [同左]
㆙ [同左]
㆚ [同左]
㆛ [同左]
㆜ [同左]
㆝ [同左]
㆞ [同左]
㆟ [同左]
ㆠ [同左]
ㆡ [同左]
ㆢ [同左]
ㆣ [同左]
ㆤ [同左]
ㆥ [同左]
ㆦ [同左]
ㆧ [同左]
ㆨ [同左]
ㆩ [同左]
ㆪ [同左]
ㆫ [同左]
ㆬ [同左]
ㆭ [同左]
ㆮ [同左]
ㆯ [同左]
ㆰ [同左]
ㆱ [同左]
ㆲ [同左]
ㆳ [同左]
ㆴ [同左]
ㆵ [同左]
ㆶ [同左]
ㆷ [同左]
ㆸ [同左]
ㆹ [同左]
ㆺ [同左]
ㆻ [同左]
ㆼ [同左]
ㆽ [同左]
ㆾ [同左]
ㆿ [同左]

SSS [略]	(第二面)	SSS [同左]	(第二面)
[表略]		[同左]	
(注)		(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。		この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、 <u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u> に係る信用リスクは対象外とする。		この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、 <u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u> に係る信用リスクは対象外とする。	
[a～p 略]	(第三面)	[a～p 同左]	(第三面)
[表略]		[同左]	
(注)		(注)	
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。		この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。	
この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、 <u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u> に係る信用リスクは対象外とする。		この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、 <u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u> に係る信用リスクは対象外とする。	
[a～i 略]		[a～i 同左]	

<p>[表略]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～m 略]</p> <p>[表略]</p>	<p>(第四面)</p> <p>[同左]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第六十六条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～m 同左]</p> <p>[同左]</p>
<p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>リスク・ウエイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウエイトを算出することをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～gg 略]</p> <p>[表略]</p>	<p>(第四面)</p> <p>[同左]</p> <p>(注)</p> <p>この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>この面においては、カウンターパーティー信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び<u>複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウエイトを直接に判定することができないものをいう。）</u>に係る信用リスクは対象外とする。</p> <p>[a～gg 同左]</p> <p>[同左]</p>

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第七十条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 略]

〔（第七面）～（第九面） 略〕
（第十面）

（単位：百万円）

項番	CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額					
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
			実効EPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る α	信用リス ク削減手 法適用後 のエク スポー ジャ	リスク・ アセット の額

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～z 同左]

〔（第七面）～（第九面） 同左〕
（第十面）

（単位：百万円）

項番	CCR 1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額					
	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
			実効EPE	規制上の エクスポ ージャー の算定に 使用され る α	信用リス ク削減手 法適用後 のエク スポー ジャ	リスク・ アセット の額

[略]

【(注) 略】

【(第十一面)～(第二十五面) 略】

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

[同左]

【(注) 同左】

【(第十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要								
国際様式 の該 当番号	イ		ロ		ハ		ニ	
	当四半期 末		前四半期 末		当四半期 末		前四半 期末	
	当四半期 末		前四半期 末		当四半期 末		前四半 期末	
[略]								
8	リスク・ウエイトのみなし							

OV1：リスク・アセットの概要								
国際様式 の該 当番号	イ		ロ		ハ		ニ	
	当四半期 末		前四半期 末		当四半 期末		前四半 期末	
	当四半期 末		前四半期 末		当四半 期末		前四半 期末	
[同左]								
	複数の資産及び取引を裏付け							

	計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）				
9	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マージネット方式）				
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
10	リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオールバティック方式1250%）				

	とするエクスポージャー				
	信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー				

【略】

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 略]

Ⓒ 項番8 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

Ⓓ 項番9 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レンジドット方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十六条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

【同左】

(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~r 同左]

Ⓒ 「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては、リスク・ウエイトを直接に判定することができないものの信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

Ⓓ 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六十六条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

㉔ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

㉕ 「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式100%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[加える。]

㉖ 項番10「リスク・ウエイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フオーカシング方式1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第七十条の五第十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十六条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十

[加える。]

— 1日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ㄱ	[略]
ㅋ	[略]
ㄴ	[略]
ㄷ	[略]
ㄹ	[略]
ㅁ	[略]
ㅂ	[略]
ㅅ	[略]
ㅆ	[略]
ㅇ	[略]
ㅈ	[略]
ㅊ	[略]
ㅌ	[略]
ㅍ	[略]
ㅑ	[略]
ㅓ	[略]
ㅕ	[略]
ㅗ	[略]
ㅛ	[略]
ㅜ	[略]
ㅠ	[略]
ㅡ	[略]
ㅣ	[略]

ㅁ	[同左]
ㅂ	[同左]
ㅅ	[同左]
ㅆ	[同左]
ㅇ	[同左]
ㅈ	[同左]
ㅊ	[同左]
ㅌ	[同左]
ㅍ	[同左]
ㅑ	[同左]
ㅓ	[同左]
ㅕ	[同左]
ㅗ	[同左]
ㅛ	[同左]
ㅜ	[同左]
ㅠ	[同左]
ㅡ	[同左]
ㅣ	[同左]

<p>〔(第二面)～(第四面) 略〕</p>	<p>〔(第二面)～(第四面) 同左〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

（注）平成三十年六月八日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百二十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百二十二条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額</p>

-
- (1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- (5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

「ニ・ホ 略」

「ニ・ホ 同上」

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ」又 略」

「三」六 略」

七| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ| 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ| 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ」又 同上」

「三」六 同上」

七| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

八 「略」

5 「略」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出

八 「同上」

5 「同上」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用
リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(2) 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出
した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー
又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用
リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

(3) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比
率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自
己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・
ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク
スポージャー

(4) 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比
率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自
己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・
ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエク
スポージャー

(5) 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイ
トを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百四十
二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出
するエクスポージャー

〔ニ・ホ 略〕

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・

〔ニ・ホ 同上〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される

アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

「イ」又 略

〔四〇七 略〕

八| リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

イ| 自己資本比率告示第四十七条の五第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ロ| 自己資本比率告示第四十七条の五第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ| 自己資本比率告示第四十七条の五第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十項第二号に定めるリスク・ウェイト

エクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する次に掲げる事項

「イ」又 同上

〔四〇七 同上〕

八| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

<p>トを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>ホ 自己資本比率告示第四十七条の五第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は自己資本比率告示第四百二十二条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー</p> <p>九 「略」</p> <p>5 「略」</p>	<p>九 「同上」</p> <p>5 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	